

第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定について

1 諮問 ※諮問文（写し）は資料 1 - 2 のとおり

令和 2 年 2 月 25 日（火） 滋賀県環境審議会 仁連会長へ諮問

2 廃棄物処理計画について

（1）根拠

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 5 条の 5

「都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 5 条の 5 第 3 項

「都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かななければならない。」

（2）計画期間：5 年（令和 3 年度～令和 7 年度）

（3）計画の内容 ※詳細は資料 1 - 3 のとおり

- ◆ 廃棄物の発生量および処理量の見込み
- ◆ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的な事項
- ◆ 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- ◆ 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ◆ 非常災害時における上記に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3 改正経緯

- ◆ 平成 14 年 3 月 滋賀県廃棄物処理計画（平成 13 年度～平成 17 年度）
- ◆ 平成 18 年 6 月 第二次滋賀県廃棄物処理計画（平成 18 年度～平成 22 年度）
- ◆ 平成 23 年 8 月 第三次滋賀県廃棄物処理計画（平成 23 年度～平成 27 年度）
- ◆ 平成 28 年 7 月 第四次滋賀県廃棄物処理計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

4 今後のスケジュール案

資料 1 - 4 のとおり